

消費税率改定に伴う木津川市コミュニティバスの運賃について

消費税率の引き上げに伴う、木津川市コミュニティバスの運賃については、次のとおり対応します。

記

1. コミュニティバスの運賃について

- ・平成26年4月の消費税率改定時には、現行の運賃を据置くこととします。
- ・今後の消費税率改定時に運賃改定を行うこととします。

【参 考】

1. 国土交通省の考え方

消費税率の引き上げに係る運賃改定については、現行運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として108/105以内の増収となるよう調整することを原則として適切に対応することとする。

2. 消費税改正に伴う負担額試算

- 改定前税率（5%） 2,576,273 円（A）
- 改定後税率（8%） 4,122,037 円（B）

$$\text{改定後の負担額 (B) - (A) = } \underline{1,545,764 \text{ 円}}$$

[
 H24実績の利用者数で想定
 大人：259,396人 小児：23,633人

公共交通事業における消費税の運賃・料金への転嫁の方法に関する基本的な考え方

平成25年10月29日
国土交通省

1. 平成26年4月1日から現行消費税が消費税と地方消費税を合わせて8%の税率となる。消費税は、消費一般に負担を求める間接税であり、これを円滑かつ適正に転嫁し、利用者が公平に負担することが基本である。
2. このため、公共交通事業における消費税率引上げ分の運賃・料金への転嫁にあたっては、平成25年8月1日の物価担当官会議申合せに基づき、原則下記により適切に対応することとする。

記

- (1) 消費税率引上げ分については、事業者の改定申請がされた場合には、運賃・料金への転嫁を基本として対処する。
- (2) 消費税率引上げに併せて通常改定の申請が行われる場合には、個別案件ごとに厳正に対処する。
- (3) 端数処理については、合理的かつ明確な方法により行う。また、現行の運賃・料金体系を踏まえつつ、事業全体として108/105以内の増収となるよう調整する。
- (4) ICカード利用の普及を踏まえ、同一区間において、10円単位と1円単位の異なる運賃を設定する場合には、利用者にとって分かりやすいものとして、理解が得られるように周知を徹底する。
- (5) 改定申請手続については、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。